

報道発表資料の配付日時 11月28日(火) 10時00分

発表項目 (行事名)	第5次「北海道食の安全・安心基本計画」(素案)及び第5次「北海道食育推進計画」(素案)に対する道民意見提出手続(パブリックコメント)の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、現在策定作業を進めている新たな「北海道食の安全・安心基本計画」及び「北海道食育推進計画」について、広く道民からの意見を募集するため、道民意見提出手続(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 意見募集対象計画 <ol style="list-style-type: none"> 第5次「北海道食の安全・安心基本計画」(素案) 第5次「北海道食育推進計画」(素案) 計画及び参考資料の入手方法 <ol style="list-style-type: none"> 北海道のホームページへの掲載 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/109380.html https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html 以下の場所での閲覧及び配布 <ol style="list-style-type: none"> 農政部食の安全推進局食品政策課(道庁本庁舎7階) 総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) 各(総合)振興局(石狩振興局除く)道政情報コーナー 意見の募集期間 令和5年(2023年)11月28日(火)～12月28日(木) 意見の提出方法 <ol style="list-style-type: none"> 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部食の安全推進局食品政策課 ファクシミリ 011-232-7334 電子メール shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp 電子申請サービス(子ども向け) https://www.har.p.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=MfwCNL1g 道民意見提出手続の意見募集要領 別紙のとおり 		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	広く道民の皆さんに周知し、多数のご意見をいただきたいので、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当(連絡先)	農政部食の安全推進局食品政策課調整係(小林、森川、福士) 電話(代表) 011-204-5427(内線27-653)		

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和5年11月28日

- 1 計画等の案の名称
・第5次北海道食の安全・安心基本計画（素案）
- 2 参考資料の名称
・北海道食の安全・安心計画及び北海道食育推進計画の概要（やさしい版）※子ども向け
・北海道食の安全・安心条例
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
北海道のホームページ（農政部食の安全推進局食品政策課、保健福祉子ども政策局子ども政策企画課）に掲載
（食品政策課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/109380.html>）
（子ども政策企画課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>）

上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。

※紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付けください。

ア 北海道農政部食の安全推進局食品政策課（道庁本庁舎7階）

イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3階）

ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局除く）の行政情報コーナー

- 4 意見等の募集期間
令和5年11月28日（火）～令和5年12月28日（木）
※郵送については、当日到着分まで有効

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係
- (2) ファクシミリ 011-232-7734
- (3) 電子メール shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp
※件名を【パブリックコメント】としてお送りください。
- (4) 電子申請サービス（子ども向け）
<https://www.har.p.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=MfwCNL1g>

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和6年（2024年）3月頃を目途に「道民意見提出手続きの意見の募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は、「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約1週間（土曜・日曜日、祝日、12月29日（金）、1月3日（水）の閉庁日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたします。なお、連絡は、郵便、ファクシミリ、電子メール、電話等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

農政部食の安全推進局食品政策課調整係

電話 011-204-5427

道民意見提出手続の意見募集要領

令和5年11月28日

- 1 計画等の案の名称
・第5次北海道食育推進計画（素案）
- 2 参考資料の名称
・北海道食の安全・安心計画及び北海道食育推進計画の概要（やさしい版）※子ども向け
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
北海道のホームページ（農政部食の安全推進局食品政策課、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課）に掲載
（食品政策課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/109380.html>）
（子ども政策企画課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>）

上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。

※紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付けください。

ア 北海道農政部食の安全推進局食品政策課（道庁本庁舎7階）

イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3階）

ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局除く）の行政情報コーナー

- 4 意見等の募集期間
令和5年11月28日（火）～令和5年12月28日（木）
※郵送については、当日到着分まで有効

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係
- (2) ファクシミリ 011-232-7734
- (3) 電子メール shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp
※件名を【パブリックコメント】としてお送りください。
- (4) 電子申請サービス（子ども向け）
<https://www.harpp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=MfwCNL1g>

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和6年（2024年）2月頃を目途に「道民意見提出手続きの意見の募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は、「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約1週間（土曜・日曜日、祝日、12月29日（金）、1月3日（水）の閉庁日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたします。なお、連絡は、郵便、ファクシミリ、電子メール、電話等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

農政部食の安全推進局食品政策課調整係
電話 011-204-5427